第六十二条中第五号を削り、同条第四号中「建設機械類」を「災害対策用機械類」に、「及び空港整備課」を「、空港整備課及び建設工務室」に改め、同号を第五号とし、同条第三号中「建設機械類」を「災害対策用機械類」に改め、「関すること」の下に「（建設工務室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　自然災害又は爆発その他の人為による異常な災害により被害を受けた国土交通省の所掌に係る公共土木施設の応急復旧及び国土交通省の所掌に係る公共土木施設に係る被害の予防のための土木工事の計画に関する調整に関すること。

第六十二条に次の一号を加える。

六　緊急災害対策派遣隊に関する事務の総括に関すること。

第六十二条の二第十五号中「建設業法」の下に「（昭和二十四年法律第百号）」を加え、「道路管理課」を「建設工務室」に改める。

第六十五条の二中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次のように加える。

三十八　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。

第六十八条の二に次の六号を加える。

六　直轄事業に係る建設機械類の整備及び運用に関すること。

七　直轄事業に係る機械技能者の養成及び機械技術の向上に関すること。

八　地方公共団体による建設機械類の整備に係る助成に関すること。

九　建設業法の規定による建設機械施工の技術検定に関すること。

十　建設機械類に関する調査及び統計に関すること（防災課の所掌に属するものを除く。）。

十一　前号に掲げるもののほか、建設機械類（防災課、港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

第九十三条第一項の表土地改良総合事務所の項中「関する指導」の下に「並びに国営の伊江農業水利事業及び国営施設応急対策事業」を加え、同表伊江農業水利事業所の項を削る。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第二十六号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、並びに同令附則地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び事業所税」を「、事業所税及び都市計画税」に改める。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（都市計画税に関する規定の都への準用）

第一条の三の四　法第七百三十五条第一項の規定により都がその特別区の存する区域内において課する都市計画税については、第一条の規定にかかわらず、都を市とみなして第二十四条の二十九の二の規定を準用する。

第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に次の一条を加える。

（預貯金等の内容に関する事項）

第一条の九の三　法第二十条の十一の二に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、口座開設日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。

第一条の十六の次に次の一条を加える。

（政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の金額）

第一条の十七　政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項に規定する総務省令で定める金額は、法第三十七条の三又は第三百十四条の八の規定による控除をしようとする年において課されたこれらの規定に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第七条の十九第二項若しくは第四項又は第四十八条の九の二第二項若しくは第五項　政令第七条の十九第二項及び第四十八条の九の二第二項に規定する超える部分の額又は政令第七条の十九第四項に規定する国税の控除余裕額、同項に規定する道府県民税の控除余裕額若しくは同項に規定する市町村民税の控除余裕額に係る年のうち最も古い年以後の各年の同条第二項に規定する国税の控除限度額、同項に規定する道府県民税の控除限度額若しくは同項に規定する市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該年において課された外国の所得税等の額

二　政令第七条の十九第六項　同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三十七条の三の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

三　政令第四十八条の九の二第七項　同項に規定する控除されなかつた額に係る年度のうち最も古い年度以後の各年度における所得割額の計算上法第三百十四条の八の規定により控除することとされた外国の所得税等の額

第二条の二第二項中「から第五項まで」を「、第四項、第六項及び第七項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村長は、医療費控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の二第一項及び第三項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第百二十条第四項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類（税務署長に提示し、又は提出したものを除く。）を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

第二条の三第三項中「にあつては」を「には」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項ただし書中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第二条の三の三第十項中「にあつては」を「には」に改め、同項ただし書中「第二条の二第四項」を「第二条の二第五項」に改める。

第二条の三の五第二項中「第二条の二第五項第二号」を「第二条の二第六項第二号」に改める。

第二条の三の六第七項中「にあつては」を「には」に改め、同条第八項中「第二条の二第五項第二号」を「第二条の二第六項第二号」に改める。

第三条の二第二項第四号中「控除限度超過額」の下に「（第四項第一号において「控除限度超過額」という。）」を加え、同項第五号中「道府県民税の控除余裕額」の下に「（第四項第一号及び第十条の二の四第四項第一号において「道府県民税の控除余裕額」という。）」を加え、同条第三項第四号中「控除未済外国法人税等額」の下に「（次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第九条の七第二項又は第八項　控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（第十条の二の四第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の四第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二　政令第九条の七第二十項　控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額